

## 第4回 船橋市居住支援協議会設立準備会 議事録

**日時：**平成29年2月14日（火）10時00分から12時00分まで  
**場所：**市役所9階 第1会議室  
**出席者：**【委員】小林委員（委員長）、中島委員（副委員長）、高橋（弘）委員、林委員、高橋（孝）委員、中基委員  
【市職員】松戸市長、大石建設局長、川守健康福祉局長、豊田建築部長、伊藤健康・高齢部長、大山福祉サービス部長、斎藤地域包括ケアシステム推進室長、藤城地域包括ケアシステム推進室主査、土屋高齢者福祉課長、五十嵐包括支援課長、高山保健予防課長、志村地域福祉課長、村上地域福祉課主査、杉森障害福祉課長、本木生活支援課長、星野児童家庭課課長補佐  
【社会福祉法人】船橋市保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」赤堀所長  
**欠席：**無し  
**事務局：**【住宅政策課】栗林課長、大森課長補佐、石田主査、木村主事、柏主事

- 【次第】**
1. 議事
    - (1) 第3回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について
    - (2) 会則について
    - (3) 事業計画及びスケジュールについて
    - (4) 相談窓口の体制について
    - (5) 居住支援サービスについて
    - (6) 予算案について
  2. その他
- 【資料】**
1. 第3回船橋市居住支援協議会設立準備会要点記録
  2. 船橋市居住支援協議会会則（案）
  3. 厚生労働省説明資料（抜粋）
  4. 事業計画（案）
  5. 船橋市居住支援協議会スケジュール（案）
  6. 相談窓口の流れ（案）
  7. 相談申込書
  8. 居住支援サービスの一覧
  9. 事業に係る経費の内訳（案）
- 【参考】**
1. 千葉県あんしん賃貸支援事業のご案内

### 開会

#### ○委員長

皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、船橋市居住支援協議会設立準備会を開会いたします。

まず、本日の出欠の報告をお願いします。

#### ○事務局（住宅政策課長）

本日の出欠でございますが、宅地建物取引業協会代表の高橋弘明委員が10分おくと

のご連絡をいただいております。全日本不動産協会の林委員につきましては、まだご連絡をいただいておりますので、何らかの事情でおこなっているものと思われます。

本日の会議ですが、居住支援協議会設立前の最後の会議となります。後ほど、市長よりご挨拶申し上げますので、そのときはまたよろしくお願いいたします。

○委員長

本日最後ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、この会議の傍聴についてご報告します。

この設立準備会は船橋市情報公開条例により、会議の公開が必要となっております。このことから、本日の会議の開催について市のホームページで事前に周知しましたが、傍聴の方はいらっしゃいませんでした。

## 1. 議事

### (1) 第3回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について

○委員長

それでは、早速議事に進みたいと思います。次第の1番目「第3回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（住宅政策課主事）

第3回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。こちらの資料は、10月26日に開催いたしました第3回船橋市居住支援協議会設立準備会の要点をまとめたものです。

まず1番目です。事務局についての意見が上がりましたが、宅地建物取引業協会と全日本不動産協会の密接な関与を前提とした上で、社会福祉協議会に事務局をお願いすることとなりました。

2番目は、相談窓口についてです。住宅の相談を行うのに、月に2回では対応できないのではないかという意見がありました。これについては、随時対応していく方向で不動産団体と協議をしております。詳しくは議事の4で社会福祉協議会の高橋委員よりご説明していただきます。

3番目は、予算案についてです。前回の会議では、さまざまな意見をいただきました。そこで、改めて国に認められる経費の確認を行い、実際の補助金要領のシートを使用して予算案を作成いたしました。こちらも詳しくは議事の6でご説明いたします。

4番目は、予算案に関連した事業についての意見です。今回もそうですが、前回の会議で示した予算案は、あくまで国に申請する予定の予算案で、居住支援サービスについての費用は国庫補助の対象として認められないことから、予算案には含んでおりません。居住支援サービスについては地域包括ケアシステム推進室で別途取り組むこととしており、事業については後ほど、議事の5で地域包括ケアシステム推進室より説明していただきます。

続いて、5番目の会則の会員数についてですが、会則には下限、上限は設けなくて、実際の運用でバランスをとりながら行うこととなりました。

最後に、居住支援サービスについての意見です。こちらも大変多くのご意見をいただきました。特に同行支援や入退院時支援サービスについては、強く要望する意見がありました。こちらも後ほど議事の5でご説明いたします。

第3回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。前回の意見を受けて、本日さまざまな修正を行い報告するというになっております。このことについて、何か皆様から今の概要の報告についてご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

## 1. 議事

### (2) 会則について

#### ○委員長

それでは、議事の2番目、「会則について」に進みます。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（住宅政策課主事）

資料2をご覧ください。会則案について第6条をご覧ください。

総会について、前回、毎年1回としておりましたが、年初と年度末に予算案に関する決議と決算報告が必要と考え、総会の回数を2回と修正しております。

続いて第8条の役員についてですが、監事を1名から2名に変更しております。

また、前回の会議で会員数について制限を設けるかどうかについて意見がありましたが、バランスを見ながら運用し、特に会則に記載はしないこととなりました。

続いて、協議会名についてですが、「船橋市居住支援協議会」としてよろしいか、この会議でお伺いしたいと思います。

続いて、資料3をご覧ください。こちらは、福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会の「資料2 厚生労働省説明資料」を一部抜粋したものです。

これによりますと、効果的な支援を実現するため、生活困窮者自立相談支援機関と居住支援協議会は連携をとり合うことを推進しております。船橋市においては、この生活困窮者自立相談支援機関は「保健と福祉の総合相談窓口」が該当いたします。相談者個別支援や物件・サービスの情報収集などの観点から、「保健と福祉の総合相談窓口」受託代表者に居住支援協議会の構成員として加わっていただきたいと考えておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

資料2の別表をご覧ください。会員数については、前回口頭で申し上げましたが、今回は資料2の別表に記載を行いました。前回ご説明したとおり、各団体から1名ずつ選出していただく予定です。

また、先ほどご説明したとおり、「保健と福祉の総合相談窓口」受託代表者を、居住支援協議会の構成員として加わっていただきたいと考えておりますので、案として記載しております。

会則について、以上でございます。

#### ○委員長

ありがとうございました。この後、新たな会議案として「保健と福祉の総合相談窓口（さーくる）」の受託代表者にお入りいただくということについて審議します。

最初に少し自己紹介なり活動紹介をしていただくとありがたいのですが、よろしいでしょうか。では、「さーくる」の代表の方、お願いいたします。

#### ○「さーくる」代表者

おはようございます。「保健と福祉の総合相談窓口（さーくる）」の赤堀と申します。よろしく願いいたします。すみません、座らせていただいて、少しお話をさせていただきたいと思います。

私ども「さーくる」は、平成24年12月に、市の保健と福祉のワンストップの総合相談

窓口としまして開所させていただきました。平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業並びに就労準備支援事業を担わせていただいております。生活困窮者自立支援法の中では、住まいにお困りで相談する方が非常に多く、不動産会社を含めて保証会社とも連携をとりながら、個別の支援に当たらせていただいているのが現状でございます。また、この会に入会させていただくに当たりましては、皆様のご協力を含めまして、さらなる市民の福祉の向上に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

それでは、会則案についてのご意見、ご質問に入りたいと思いますが、最初に事務局のほうから2点確認をお願いしたいことがありましたので、その確認の後、自由な質疑というふうにしたいと思います。

1つ目は名称ですね。「船橋市居住支援協議会」でよいかどうかということです。これ以外なさそうだと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。特に異論、ご意見ありますでしょうか。よろしいですね。では、これはこのとおりということにさせていただきます。

もう一つが新たに、「さーくる」の方にお入りいただくということですが、これについて、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

#### ○中基委員

今、「さーくる」の所長さんからご挨拶がありましたが、私ども民生委員が活動しているときも、大変お世話になっております。今まで、「さーくる」がないときは、いろいろな課へそれぞれ出向かなければならなかったのですが、この事業所ができたおかげで、市民からの相談事などが大変スムーズに推移していますので、いいことだと思います。賛成いたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。ほかになにか、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

ちょっと私から参考までに質問なのですが、「さーくる」はNPO法人ですか。法人形態はどんなものですか。任意団体ですか。

#### ○「さーくる」代表者

私どもは、「社会福祉法人生活クラブ」という社会福祉法人でございます。

#### ○委員長

わかりました。社会福祉法人ですね。

何かほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、新たに「さーくる」にお入りいただくということについて、皆さんご異議ありませんでしょうか。（異議なし）

ありがとうございました。それでは、決めるべき2点が済みましたので、ほかの内容について皆様からご質問、ご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

新たに変更になったところでは、総会の回数、監事の人数がありましたけれども、いかがでしょうか。特に問題なさそうですね。では、何もなければ会則はこのままでよろしいということで、皆さんよろしいでしょうか。（異議なし）

ありがとうございました。それでは、異議なしということで了承されました。

## 1. 議事

- (3) 事業計画及びスケジュールについて
- (4) 相談窓口の体制について
- (5) 居住支援サービスについて
- (6) 予算案について

○委員長

続いて、議事の3番目、「事業計画及びスケジュールについて」に進みます。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（住宅政策課主事）

資料4をご覧ください。こちらの資料は、平成28年度重層的住宅セーフティネット構築支援事業応募要領の様式を使用して作成した来年度の事業計画を示したものです。

続いて資料5をご覧ください。こちらの資料は、以前作成したスケジュールの日程をより具体的に示したものです。補助金の交付決定時期の関係で、以前示したスケジュールから多少変更になっております。

では、事業計画及びスケジュールについてご説明いたしますので、資料4と資料5をあわせてご覧ください。

まず、居住支援業議会の設立についてですが、5月を予定しております。9月と11月に検討会を予定しており、来年2月に定期総会を予定しています。詳しい日程につきましては、決まり次第随時事務局よりお知らせいたします。

続いて、2番の相談窓口についてですが、こちらは7月1日開設を予定しております。相談体制につきましては、後ほど議事の4で、社会福祉協議会の高橋委員より説明していただきます。スケジュールでは10月より新方式実施とありますが、必ずしも相談体制を変更するものではなく、まずは7月から9月までを試行期間として実施し、その後、相談体制を変更する場合については十分協議を行った上で行き、平成30年度以降についてもまた別途協議して決める予定です。

次に、3番の居住支援サービスの検討についてですが、事例検討会などを行う日に合わせて、必要に応じて居住支援サービスの討論会議を行う予定です。また、社会福祉協議会として行う新規の各種居住支援サービスの開始日ですが、相談窓口の設置とあわせ7月開始を予定しております。なお、居住支援サービスについては後ほど議事の5で説明を行います。

続いて、4番目の周知活動についてですが、随時広報紙で周知を図るほか、セミナーや出張説明を通じて周知を行います。オーナーの協力が必要不可欠であることから、相談窓口を設置する7月にオーナーや不動産関係者向けのセミナーを行い、10月に市民向けのセミナーを行うスケジュールにしています。

出張説明についてですが、こちらはオーナーや不動産店の協力を得るために、居住支援協議会の活動などを出張して説明することを考えています。

なお、ホームページの構築とパンフレットの作成については、国の補助金を利用して委託する予定ですが、国の応募要領で交付決定後でないと費用が認められないことから、日程の都合上で早くとも8月以降に完成となる見込みです。

最後に、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会との協力・連携を行い、情報交換を図ります。なお、会則には載せておりませんが、以前ご説明したように千葉県住宅課には、居住支援協議会にオブザーバーとして参加していただく予定です。

事業計画及びスケジュールについて、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。内容を拝見すると、個別に質疑というよりは最後の予算案まで

説明した後、まとめて質疑の方がよろしいのではないかと思いますのですが、事務局はそれによろしいですか。

それでは、3、4、5、6まとめて、少し説明をお願いできればと思います。

よろしいですか。説明者が違うんですか。事業計画というのは、予算案とセットになっているものなので、別々に議論してもあまり意味がないので、まとめた方がいいかなと思ったのですが、説明者が別なんです。

○事務局（住宅政策課主事）

すみません、先に説明するのは、予算案についてということによろしいですか。

○委員長

そうですね。私の理解は、相談窓口の体制とかサービスをどのようにしていくかということと予算案が、多分リンクしているはずだというふうに理解したのですが、事務局のほうはどうですか。

○事務局（住宅政策課長）

それでは、担当から順次説明をしていただきたいと思います。

まず、議事の4について高橋委員からお願いいたします。

○委員長

では、高橋委員お願いします。相談窓口の体制についての説明をお願いできればと思います。

○高橋（孝）委員

社会福祉協議会、高橋です。よろしくお願いいたします。

それでは、相談窓口の体制ということで、ご説明させていただきます。

前回の準備会では、月2回の定期相談では少ないのではという意見がございました。そこで、住宅に関する相談について不動産団体と協議をしておりますので、基本の相談の流れとして説明をさせていただきます。

資料6をご覧ください。相談の窓口の流れを図で示しました。入居までのステップの1をご覧ください。

まずは、相談者に来所してもらい相談をしていただきます。ここで聞き取りを行い、相談シートを作成します。場合によっては、ここで各種支援サービスを紹介するなどして完結する場合もあるかと思いますが、希望するエリアなど物件に関する聞き取りなども行い、物件の紹介を希望する方のために、ステップ2として不動産関係団体に物件の照会を行います。照会を受けた不動産関係団体は、各不動産店に物件の照会を行い、得た回答を社会福祉協議会に回答していただきます。ステップ3で回答の結果を相談者にフィードバックし、相談者に物件情報を確認してもらい、内覧の意思等を確認します。内覧の意向がある場合には、ステップ4として、実際に不動産店に訪問してもらい物件を内覧していただきます。また、希望する方には内覧等について同行支援サービスを利用できるようにします。最後にステップ5として、契約を締結し、各種支援サービスの利用へ進みます。ここで気にいった物件等がなければ、再度条件を見直すなどして物件を探していただくことになります。

まだ、このやり方が正式に決まったわけではないのですが、まずは試行期間を設け、この相談体制でやりつつ、実際に相談業務を行いながら、さらに検討・改善をしていきたいと考えております。

次に裏面をご覧ください。こちらは、賃貸住宅物件のオーナーから入居者受け入れの相談があった場合の流れを図にいたしました。具体的には、空き室が増えていることにより、高齢者、障害者等を積極的に受け入れるオーナーから相談があった場合が想定されます。下段の囲みになりますけれども、まず、オーナーから相談があった場合、居住支援協議会において対象物件を審査と書きましたが、事前に調査を行った上で物件登録を行い、情報をリスト化します。同時にオーナーには不動産店にも物件登録をしてもらいます。

居住支援協議会では、高齢者等の入居が困難な方から住宅の相談を受け付けますので、リスト化した物件情報を相談者に提供し、物件を選択していただきます。相談者が希望する物件が見つかった後、物件の仲介は宅地建物取引業者しか行うことができませんので、不動産店が相談者に物件の仲介と契約手続を行うことになります。

続いて資料7をご覧ください。こちらは、実際に相談者が来た際の申請書及び聞き取りを行うためのものです。名前や現住所、希望する条件などは基本的に本人に記入してもらい、収入などの生活状況や身体状況は、相談の中で聞き取っていきます。こちらで得た情報はデータで管理し、この中の情報のうち、物件照会に必要な情報は別のシートにリンクするようにして管理する予定です。

物件照会にどの情報が必要なのかは、窓口を設置するまでに不動産団体の方と協議し、別途シートにまとめ、不動産店に照会したいと考えております。お配りしている相談申込書及び聞き取りシートについても、ご意見等がございましたら、修正していきたいと考えております。窓口設置までに時間がありますので、意見等がございましたら、直接ご連絡いただければと思います。

また、最後になりますが、福岡市、神戸市では、居住支援協議会の相談窓口にあしを付けております。福岡市は「住まいサポートふくおか」、神戸市は「すまいるネット」となっており、親しみのあるあしがあれば、より市民の方にも周知が図れると思いますので、よいネーミングがございましたら、後日で構いませんので、こちらをあわせてご連絡くださいますようお願い申し上げます

相談窓口の体制については、以上です。

## ○委員長

ありがとうございます。かなり重要な内容になりますので、後で質疑したいと思います。それでは続いて、居住支援サービスの説明をお願いできればと思います。

## ○地域包括ケアシステム推進室長

地域包括ケアシステム推進室、斎藤でございます。居住支援サービスの状況についてご説明させていただきたいと思います。

前回の会議で皆様にお伺いをさせていただきまして、私たちが考えている居住支援のサービスについては、ほぼ入れていただきたいというご意見を委員の皆様いただきました。

本日お配りしています資料8をご覧ください。前回示した資料の中で今回こちらに入っていないのは、身元保証サービスというものでございます。こちらのサービスにつきまして、他市の状況を見ますと、登録に6万円、なおかつ、年間に利用料3万円と結構割高なサービスでございます。こちらにつきまして、当初から入っていただくというようなやり方は難しいのではないかなと我々考えまして、当面、身元保証というよりは、現行既に行っておりますが、家賃債務保証サービスに入っていただくことで、オーナー様には、いわゆる家賃支払いの滞りがないようにという形のご案内させていただければと思っております。

また、前回、宅建団体様にお尋ねしたときに、ご意見として、入居後にオーナー様が困ったことが起きた時にどうするんだというご質問をいただきました。持ち帰り、社会福祉協議

会といろいろ話し合いまして、オーナー様からのご相談につきましては、第一義的には、社会福祉協議会のほうで受けるというような形を考えてございます。例えば、問題を起こしてしまったとか、そういった場合、身寄りのない方の想定でございますが、まず社会福祉協議会にご一報いただきまして、相談員が現地へ赴き、その後の行政サービスへの結びつけをやっていただこうと現在考えております

それ以外の点につきましては、前回お示ししたサービスをそのまま居住支援サービスとして実施ということで現在考えております。

資料8をご覧ください。主には今回、既存のサービスと新規でこの居住支援協議会が立ち上がり、居住支援サービスの窓口が置かれることによって、新規のものという区分けができます。この中の新規業務としては、「住まい探し」の2つ、それと「入居支援」の上段、家賃預かり・支払い代行サービス、それと、下の「安心確保」の2サービス、入退院時支援、死後事務サービス。これについて、社会福祉協議会が提供する独自サービスとして展開していただくということを考えております。

船橋市といたしましては、この新規業務に係る経費につきまして、今週の金曜日から始まります第1回市議会定例会に予算案として出させていただきます。後ほど、居住支援協議会に関する予算については、住宅政策課から説明しますが、ここで、居住支援サービスにかかわる予算としては、来年度250万円を計上しております。今日は資料として数字はお示ししておりませんが、主なサービスとしては、このサービスを周知するための広報的な経費で100万円ほど、それから、万が一でございますが、契約された方が急にお亡くなりになった場合、死後事務サービスというのが発動しますので、このための経費として80万円ほど、残り70万円が事務的経費というような大ざっぱな説明でございますが、250万円を計上しております。

細かなサービスの中で、これまでの議論の中でいろいろご注目を浴びておりました安否確認のほうも、緊急通報システムにつきまして、現在船橋市と契約している警備会社に問い合わせをいたしました。当然、市がやっているサービスの対象になる方は、そちらへご案内する形です。それ以外の方につきましては、料金的にどうでしょうかという問い合わせをしましたところ、社会福祉協議会という公的団体が警備会社と一括契約をする形であれば、料金は変わりませんという回答をいただいておりますので、ひと月2,000円プラス消費税で利用ができるということを確認できました。これにつきましては、オーナーサイドからの要望もあろうかと思っておりますので、基本的には入れていくサービスかなとご案内をしたいと思っております。

それと、身寄りがなくおひとり暮らしのため、急にお亡くなりになることもあろうかという部分において、この緊急通報システムが働いた後に、当然、死後事務サービスというのが発生いたします。前回までの会議で、死後事務サービスとして他市の料金体系をご案内させていただきましたが、合計いたしますとかなりの高額、60万円近くのお金がかかるというご案内でしたので、我々市内の事業者等に問い合わせをさせていただきました。まず、葬儀につきましては、火葬し、お骨を骨壺に入れ、もしお墓がないようでしたら、お寺に預かっていただく、最後は合祀するという形で、約22万円という市内の状況を確認できました。こちらにつきましては、以後もいろいろ相場というのが動くと思うのですが、とりあえず預託金額としては、そこまで22万円を想定させていただきたいと思っております。

それから、家財の整理サービスにつきましても、市内の一般廃棄物処理業の監事の会社様に確認させていただきまして、10万円あればほぼできるでしょうという回答をいただいておりますので、これも10万円という形で想定をしております。合計額32万円を預託の満額と仮定してできればなというふうに今考えております。

船橋市といたしましては、ここに対して補助を最大1/2で想定しておりますので、低所得



の方で全てお望みの場合は、16万円を社会福祉協議会に預託していただく。このサービスが適用になった場合のみ、船橋市の方から、足りない金額について補助が入るというシステムです。万が一、もう少し安い会社で契約ができたならば、船橋市は16万円を超えた部分だけ補助させていただくということで今想定をしております。

居住支援サービスについてのご説明は、以上でございます。

#### ○委員長

ありがとうございました。かなり具体化して心強い印象ですね。後でまた詳しく意見交換したいと思います。

それでは、最後の予算案についての説明をお願いします。

#### ○事務局（住宅政策課主事）

続いて予算案の説明をさせていただきます。資料9をご覧ください。

こちらは、平成28年度重層的住宅セーフティネット構築支援事業応募要領の様式を使用して作成した船橋市居住支援協議会として国に申請する予算案です。前回のご意見に基づき、国に対象となる経費について確認を行いました。基本的には補助金として認められるのは人件費や委託費などであり、直接的なサービスの部分については対象とならないとの回答がありました。また、委託費についても確認した結果、事業の主たる部分以外の定型的な業務をほかの機関に委託して行わせるための経費であり、具体的にはホームページ作成やパンフレット作成が該当するとのことでした。このことを踏まえ、改めてご確認いただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、居住支援サービスについては国の補助金の対象とならないことから、この予算案の中に居住支援サービス事業の経費は含まれていません。

予算案に載せているものは、基本的に事務局である社会福祉協議会の人件費となります。まず、表の中の上の部分ですが、①としまして住宅相談に係る人件費、また、不動産関係団体については相談員報償費。次に③居住支援活動にかかる人件費、委託費。④として協議会運営に係る人件費、セミナーに係る経費として講師謝礼金。そのほかに事務所維持関連費として通信費などの雑費。また事務用品費は全てに割り振っています。また、前回ご意見いただいたパンフレットの部数についてですが、オーナーの協力が不可欠であることから、市民向けのパンフレットのほかにオーナー向けのパンフレットを作成し、部数も前回の3,000部から5,000部に変更しております。

なお、②の住宅情報管理の欄が空白ですが、こちらは物件情報管理システムの管理に係る人件費等が対象となるかと思えます。この2月から事前協議を受けていただけるということなので、この項目についても対象となる費用がないか相談するつもりです。

なお、事前協議の結果、費目の変更や対象として認められない費目が生じた場合には修正を行うこととなりますので、実際の申請については、こちらの予算案通りにならないことをあらかじめご了承ください。

予算案について、以上でございます。

#### ○委員長

居住支援協議会に関連するものとしては、この予算案とは別に先ほどの船橋市自身の予算の内訳があるということですね。

以上で説明を終了しましたので、これから質疑に入りたいと思います。

まず、最初の事業計画とスケジュールについては、何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。特によろしいでしょうか。むしろこの事業計画の中身のほうが重要なので、中身

については、この後の相談窓口の説明及び居住支援サービスの説明がありましたので、そこで詳しくできればと思います。

○副委員長

先ほど、高橋委員から言われた相談窓口の名前です。やはりわかりやすい名前をつけるという、事業計画に書くような話ではないですけれども、それは決めておいたほうがよさそうな感じがしました。

○委員長

何かいいアイデアがあればこの場でお受けしますけれども、この場では決まらないですね。後で決めていただくということで、よろしいのではないのでしょうか。むしろ、そのような愛称をつけるということだけ決めて、後で決めていただくということでしょうか。

○副委員長

そうですね。

○委員長

スケジュールについては、皆さんよろしいでしょうか。いずれにせよ案の段階ですので、また変更あるかもしれませんが、大体このようなスケジュールで進むということです。

それでは、この相談窓口のあり方について、詳細の説明をいただきましたので、これについていかがでしょうか。皆さん、このような内容でよろしいでしょうか。ご意見いただければと思います。

○事務局（住宅政策課主事）

事務局からですが、相談窓口の体制のところ、資料6の裏面をご覧いただきたいと思います。こちらの居住支援協議会が行う内容の中に、物件のリスト化というものがありますが、こちらについて少し補足させていただきたいと思います。

資料9の後ろの一番最後、「千葉県あんしん賃貸支援事業のご案内」という資料を参考でつけております。千葉県では、あんしん賃貸住宅支援事業で入居を拒まない住宅及び不動産店を登録し、リスト化しております。このリストは数カ月に一回しか更新されておらず、県でもあまり活用されていないのではないかと思います。どうしたら活用できるリスト化ができるかご意見をいただければと思います。

○委員長

物件のリスト化について、事務局からどうやったらうまくいくのかという質問がありましたけれども、ご意見いかがでしょうか。高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋（弘）委員

そのことだけではなくて、全体的な話でよろしいでしょうか。

まず一つ、この会議で送られてくる議事録についてですが、全部を書かれたものが送られてくるのですが、非常に読みづらいですね。枕詞だとか、そういったものを載せていただいても仕方がないと思うので、今回送っていただいた議事録は多少まとめてはあるのですが、これでもまだ読みづらいかなと。もう少し、肝心な部分だけをピックアップできるような議事録にさせていただけると読みやすいかなと、感想として一つ言わせていただきます。

それと、5つぐらい感じたことがあります。この船橋市居住支援協議会の会則の案は、こ

れはこれですばらしいものだと思います。ただ、その目的のところに、「豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする」という、言語明瞭・意味不明というような書き方になっているんです。ただ、これはもう理念でいいと思うのです。ですけれども、一体この会議で何をやるかという目的が明示されていないと思います。理念を示すことではなくて、例えば、年収の低い人を入れるようにするのだとか、あるいは、障害を持った人に住居を供給していくのだとか、そういうもう少し目に見えるような目的を書かないと、何か意味のある会議をやっているようで実態が伴わないことになるような気がしてならないのです。官民の民の側から見ると、こんな会議じゃ物事進まない、というようなことを何となく感じています。

予算について言うと、国の予算のみを対象としていて、国がこれだけ予算を出すので、この内部でやっていきますというような考え方ですけれども、では、市は予算を出さないのかという話だと思うのです。この件について、船橋がどれだけ踏み込んでいくのかということが全くわからない。国の予算がこれだけなので、この範囲でやっていくということであれば、船橋市の会議ではなく、国のぶら下がった機関の会議みたいな感じがして、先ほどの予算の説明についても、納得がいかないかなという感じがします。

それと、住宅政策課に申し上げたい肝心なことは、今回のこの会議が、オーナーや不動産業者の道徳観念のボトムアップを狙っているだけで、私たちが、あるいはオーナーさんが社会に困っている人たちがこれだけいるので、こういう人たちのために頑張ってくださいねという、啓蒙活動を促すようなものになっているのではないかなという気がしてならないんです。私たちの道徳観念やオーナーさんの道徳観念をどうやったら上げられるかということを目的にすべきであって、県の会議でも同じことをおっしゃっている方がいらっしやいましたけれども、私たちに対して向けるものではなくて、もっと実体的なものをつくっていかない限り、いつまでたっても、この協議会ができて2～3件成約される方が増えたとかで、決して63万人もいる市民の代表として皆さんが来られてやっている会議にはならないのではないかなという気がします。

それと、聞いていて思ったのは、いろんな場面で社会福祉協議会に全てやってもらいますということになっているのですが、これ、責任の所在が誰なのかわからないですね。社会福祉協議会がいろんな窓口になって、例えば何かが起きたときには、窓口として社会福祉協議会に連絡をしていただいて、社会福祉協議会がそれについて担当部署と協議をするというような話があったかと思いますが、私たち不動産業者が、例えば入居している人からクレームをもらったら、1時間以内に何か処理をしなければいけないんです。そのときに、どうやって処理できるか、誰を行かせるかというのを判断しなければいけないのですが、これは、私たちが責任者だからできることだと思うのです。ですが、今の体制だと、居住支援協議会に責任があるわけではないと僕は思うので、社会福祉協議会は市と対応して協議をしますというような、たらい回しのようなことになりかねないのではないかなと思うのです。居住支援協議会という会ができたのならば、もう少し責任の所在を明確にすべきスタイルにしないと、せっかく会に参加して、皆さん大事な時間の中で来られているわけですから、実体のあるものにしていきたいという気がします。

それと、包括ケアシステムのほうでは、社会福祉法人と一括契約をすれば今と同じような金額でALSOK（アルソック）との契約ができることのお話でありましたが、それだと裾野が広がらないのだと思います。結局は、社会福祉協議会と契約をしてもらわないと、そのシステムが使えないということになるので、今この場で話し合うべきことは、不動産業者だとかそういう会社がもう少し参加できるような、あるいは積極的に協力できるようなスタイルをつくっていかうということにもかかわらず、社会福祉協議会が一括で契約すれば2,000円でそれを進めることができますというのであれば、仏つくって魂を入れていない感じがします。

それと、葬儀で22万円、家具で10万円という話ですけれども、私たちが気にしているのは、お金のことよりも誰が一体それに対応してくれるのかということです。例えば、孤独な独居老人が亡くなったというときには、包括ケアシステムが窓口になってこれに対応しますと。そのときにかかる予算のうち、預託は半分は初めにしておいていただきますというのであれば話が進むのだと思いますが、誰がこれをやるのかがわからない。結局、不動産会社だとかオーナーがこれをして、費用だけは市のほうに預託されているお金があるので、これで賄ってくださいというような、あまり魂の入っていない答えになっているような気がしてならないんです。この辺のことを、もう少し明確にしていくことが、この会議のあるべき姿ではないのかなと思います。今ずっと聞いていて、これを送っていただいたので一生懸命読みましたけれども、そんな気がしてなりません。

何点かの質問と意見を言わせていただきましたけれども、それについてご意見をお聞かせいただければと思います。

#### ○委員長

最初の議事要旨のまとめ方については、要約版をつくるということですね。それはお願いするということによろしいですね。

2番目の会則については、一応「目的」に「住宅確保要配慮者」と書いてあるので、実は低所得者とか障害者ということをも明記はしているのですが、逆にいうと役所言葉であるのは確かですね。そういう意味では、見直すということもあるかもしれませんが、高橋さん、一応内容としては入っているの。

#### ○高橋（弘）委員

これはOKです。もうちょっとわかりやすいものを。

#### ○委員長

あとは、これに具体的に魂を入れていけばいいということによろしいですか。それでは、このままということです。

多分、今のお話で一番重要なのは、相談窓口という体制において、相談があって対応が必要になったときに、誰が対応するのか、誰が動いていくのかということが明確になっていないので、それが心配であるというご指摘だと思うのですが、これについて社会福祉協議会または事務局から、何かご意見ありますでしょうか。社会福祉協議会はいかがですか。もし今のような相談があった場合に、どうやって、誰が出向いて行くかとか、そういうことについては何かイメージをお持ちですか。

#### ○高橋（孝）委員

先ほどもお話がありましたけれども、それにかかわる関係部署であったり、行政機関であったりということは当然ですけれども、社会福祉協議会としても状況によってはその場に駆けつける、または確認を行うということは必要だとは思っております。

#### ○副委員長

ちょっといいですか。今の話でいうと、相談員というのは何か担当がついて、予算も計上されましたよね。私も質問したかったのですが、社協の中にこの関係のことをやる相談員さんがいて、責任を持つ人がいて、その次に窓口対応する人がいて、その後、入ってからも相談員が行ったりする。緊急の水漏れが起こったというレベルから、酔っ払って何かしちゃったとか、いろんなことがあった場合には、その相談員が基本的にはやるのだけれども、その

人たちがやりきれない時間帯とか、それからいろいろなことがありますよね。24時間関係しますから。その場合、どういう体制なのかがちょっと見えていないのですけれども、やらざるを得ないのではないかということを感じました。

それから、先ほどの高橋委員からあった会則のことでちょっとだけ思いましたのは、わかりにくいから後でというのものもあるのだけれども、一応、第2条で書いてあって、具体的なのは第3条で書いてあるからいいのではないかと思ったのですが、これは補足のコメントです。

#### ○委員長

ほかにいかがでしょうか。

高橋（弘）委員のお話を聞いて、私の解釈は、物件のオーナーがこういうところに登録してくださるのは、座っていて来るわけではなくて、高橋さんのような方がオーナーのところに行って、どうですかということを説明して、それで初めて登録が来るのだと思うのです。そうすると、物件のオーナーが何か相談事があったときに、社会福祉協議会に行っても多分ちがいが明かないと思って、実際に相談した不動産店とか高橋さんのような方のところに相談が行くのだと思います。そのことが基本的に位置づけられていないと、単に宅建団体の方の負担になるだけで、何らメリットがあるわけではないということになるのだと思います。そのところの理解が、この全体の相談窓口体制の中でちょっと不足しているのではないかと、そういう意見だと思ったのですが、高橋（弘）委員、それに近いですか。

#### ○高橋（弘）委員

もう少し詳しく言うと、多分、近いうちに保証会社ができ上がるのではないかと考えているんです。今、一般の方の保証会社というのは10社ぐらいありますけれども、今度、例えば障害を持っている方だとか、独居老人の方だとか、そういう方に対して保証を行うような会社が、そのうちきっと立ち上がるのではないかと僕は個人的に思っています。それをする、普通の方よりも保証率が高くなければいけないんです。なぜかと言えば、先ほど言われたように、葬儀がかかったり、いろんなことがかかったりするんで、通常、今、家賃の半月から1カ月というのが保証会社の保証料ですけれども、それに対して倍とか3倍とかの保証料を払えば、独居老人でも保証してあげますよということになる。そうすると不動産会社は保証会社さえつけば入れるんです。何もしなくても、この会がなくても、全てが完結してしまうということになりかねないと思うのです。それがいつできるかわかりませんが、ビジネスとしてはあり得る話なので、そういうことになっていくのだろうなと。

そうすると、そういうことを事前にこの会でやってあげられればいいのではないかなと思うのです。実体のない、あるいは実体はあるのでしょうかけれども、話し合いは続けけれども、結局困っている人たちに手が差し伸べられていないような会議だけ行われていても、困っている人は、冬の寒空の中で困っていらっしゃるわけで、予算がないから7月になりますとか9月になりますというのは、僕ら民間には理解できない話なんです。もっと早く、そして実効性のあるものにできるように進めることが、私たち宅建団体が参加している一番強い要因ではないかと思うのです。ですから、言葉が過ぎるかもしれませんが、本当に困っている人たちのために、一刻も早く何とかできるようなものにしていかなければいけないのだろうと思います。

先ほど、一番後ろのページについている業者とか登録しているものを見てもらうとわかりますが、ほとんど私の会社です。これは自分で持っているアパートとかなので、誰が入ってもいいですよということで登録をしています。でも、それは先ほど申し上げたように、不動産業者の道德心だとか、オーナーの道德心をかさ上げていくとか、それをしているだけであって、市のほうで何か痛みを伴ってやっていることではないのだと思うのです。この

ままでは、リストなんか増えるわけがないと思います。だから、リストを増やしていくためにはどうするのかという会議であるべきだし、副委員長が言われたように、第3条を見れば書いてあります。でも、これをオーナーさんが見ても意味がわからない。わかろうとしないのかな。もうちょっとわかりやすい言葉で書く必要がある。これはもうこれでいいと思うんです。ただ、会議としては、目的として、住宅に入居できない人たちを入居できるようなシステムを構築しよう、というような口語体であればわかると思うのですが、その辺が欠けているかなという気がします。

入り口の部分なので、初めにたくさんのことを言ってしまいましたけれども、そういう方向に行ってくれば、困っている人の役に立てるかなという気がしています。

#### ○委員長

ありがとうございました。

#### ○副委員長

時期の問題で、7月は遅いんじゃないかということは少し置いておいたとして、オーナーさんに関しては、パンフレットがありますよね。そこでうまく理解できるような形で書いて、それをセミナーをやったり、いろんな形で普及していく形でよろしいと思うのですが、どうでしょう。

#### ○高橋（弘）委員

多分、オーナーさんというのはパンフレットを読まないんです。先ほど委員長が言われたように、結果的には私たちが説得しないとだめなんです。だから、説得できるようものになっていてくれば、説得には行けるし、私たちもビジネスにはなるので、オートマチックに居住弱者が住居を求めることができるようになると思うのですが、今のままではオートマチックになっていない。

#### ○副委員長

よくわからないのだけれども、それを説得できるものとしてのパンフレットをつくれればいいのかなと思うんです。ほかのところでは、そういう形で足を運んだり、いろんな形でやってきて広げて協力してもらっているわけですが。

#### ○委員長

パンフレットをつくることは一つなんですが、それに加えて、その物件のオーナーがみずから進んで登録に行くような仕組み、ないし条件をどう整えるかということをご指摘されているのだと思うのです。その点について、何かご意見、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

#### ○中基委員

今、高橋（弘）委員の話を聞いていて、もっともだと思います。ただ、役所のほうの提案している内容についても、必ずしも高橋（弘）委員が指摘するように、そんなに離れていないのではないかなと思う。ただ、役所が言っているのは、ちょっと表現がゆっくりというか、何かあっても言葉の中ではこういうふうに対応しますとか検討しますと言えるような雰囲気表現になっているところが、多分、高橋（弘）委員が実務的なことが相当詳しいので、この会議自体がすごくまどろっこしい会議というふうに感じておられるのかと思うのです。ですから、もっと実務的に何が問題で何が必要かというのをどんどん役所とすり合わせてやっ

たほうがいいのではないかと私は思いました。

ただ、実務的には、流れはどうしても今月やりました、来月からやりますというのは、体制をつくる上では難しいのかと思うので、市のほうも、こういう案をつくる時に高橋（弘）委員とか林委員と、もう少しすり合わせて、これは案ですから一部の委員から意見を聞いたということではなくて、案としてできそうなものはこういうところで説明できるような体制にすれば、他の委員も何となく納得ができると思うのです。

そういう意味では、高橋（弘）委員はオーナーと直に毎日直接お会いされているので、オーナーの考え方やどういう心を持っている人かというのは既に相当わかっていると思うのです。ですから、こういうスケジュールで8月からオーナー向けのセミナーをやりますといっても、船橋市内に相当のオーナーさんがいると思うのですが、一戸建てを1戸持っているオーナーや、マンション風の建物を持っているオーナーもいれば、1棟、2棟と昔の長屋式のアパートを持っているオーナーとかもいると思います。どの辺までに向けてのセミナーと言っているのかが見えないのは確かですよ。

それを、実際にかかわっている不動産関係者からすれば、こんな生ぬるい計画を立てても、実行したときにいざ集まった人が、市のこの支援協議会が必要としているようなオーナーが集まってくれるのかという心配は多分されるのだと思います。ですから、今日のような会議のときに、オーナー向けという表現が、これはもうこういう表現しかできないのですが、事務的な説明をするときには、先ほど斎藤室長が言ったような、もう少し踏み込んだ説明をして、委員にも心配とか不安を与えないようなものを説明できれば、もう少しかみ合わせがうまくいくのではないかと思います。

ですから、多分、高橋（弘）委員が心配しているようなことに対して、市のほうも、いや、そういう方向でいきますよというものが多々あると思うのですが、それが先ほどの説明だけでは、高橋（弘）委員が言うのと相当離れているように我々には聞こえたので、どちらにも詳しくない者からすると、ちょっと不安は出てきます。そういう不安を呼び込まないような、もう少し踏み込んだ説明をしていただけるとわかりやすかったのかなと思います。

#### ○委員長

ありがとうございました。

林委員、何か補足とかありますか。特に今はないですか。

#### ○林委員

最初から理想どおりに行くということは、とても難しいと思います。やはりその間に時間がかかり、ああにもなり、こうにもなりとなりながら、できるだけいい結果になっていくようにしていくので、まずやってみるというか、それは無駄でしょうと言われるとそうなのでしょうけれども、そういうことがないとなかなか現実にならないような気がします。

#### ○委員長

まずはやってみた上で、見直していくほうがいいのではないかとということです。

#### ○林委員

そうですね。それで、ここまで案が出ているのですから、私たちにとっても、オーナーにとっても、説明をするというのは、それは一人一人に対しての行政の説明というのは難しいと思います。でも、何かについて私たちにも会議があるんです。だから、そのときに、私の場合はこういうふうにして何人か、二百何人いれば二百何人全員に、今回こういうことを市としてやるから、その中で手を挙げてほしいと。

私たちは、まず、手を挙げてほしい人には、手を挙げて欲しいとファクスを送るんです。そして、手を挙げてくれた人の中にそういうのを広げていく。そしてまた、手を挙げてくれない人にも、親しい人には、こういうことがあって、市の行事としてもやるんだということを説明しながらする。何事においても一挙にはできないと思います。

だから、私たちができる範囲を広げていく。説明、説明と言われても、何人も集めて説明したって、それは聞いてくれる人もいるし、聞いてくれない人もいるわけですから、それは1対1で話していくしかないような気がします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

今回は、前回と比べると、特にこの居住支援サービスがかなり具体化してきているので、内容を物件オーナーにもわかるようにうまく仕組みをつくっていくということが大事なのだと思います。

実際にオーナーから見ていくら負担なのかとか、あるいは誰がお金を負担してくれるのか、さらに、何かあったときに誰に相談しに行けばいいのか、ということが明確になっていると仕組みとしては非常によくなってくると思います。

#### ○中基委員

高橋（弘）委員の先ほどのご提案がすごく具体的なので、私からすると、どうしてもそれにすぐ飛びつきたくなってしまうのですが、資料6の窓口相談の流れを見ると、一覧表になっているので、この流れの中で多分不安になられたと思います。居住支援協議会というのがまず真ん中にある、対応としては5つのサービスをやるというふうに、相談者のニーズの聞き取りから相談シートの作成まで書いてあるわけですが、ここから下に矢印があって、市関係課、サービス事業者関係機関、関係団体、社会福祉協議会というふうに、幾つかのところに各種サービス支援説明申し込みと書いてある。

これが、市民が見たり我々が見たときも、窓口相談に行くというふうに全部振ってってしまうんですかと。社会福祉協議会が窓口になっているにもかかわらず、関係団体とかサービス事業者とか市関係課へ何かまた申込書を出すんですかというふうにとれるのです。こういうところがワンストップになっていないのかなと。多分、そうではなくて居住支援協議会で全て足りるのだと思いますが、この説明を見ると、窓口相談に来ると、ここへまたサービスの申し込みをしてくださいと投げかけて、そういったところが終わったら不動産店のほうへ行ってくださいと、同行が必要なら一緒に行きますよというふうにしているのかなと。相談の段階で申し込みとか説明が多岐にわたっているように見えるのが一つで、そういうところが責任者は誰ですかというのが見えないところにつながっていると思うのです。

それから、何かあったら誰が責任をとるかというのは、「何かあったら」というのがちょっと漠然としているのです。契約した後、入居者が何かトラブルを起こしたときには誰が、サービスの聞き取りの段階で、何かトラブルったときには誰が責任を持つかと言っているのかが見えないのですが、相談窓口に来ているこの間のところは、この制度からいけば居住支援協議会が全て責任を持つというふうに私は思っているのですが、この下の矢印だけを追っていくと、ものによっては窓口が責任をとるのではなくて、市の関係課が責任をとるというふうにもとれてしまう。私たちが今聞かせていただいた中では、この辺の説明があまりなかったような気がするのですが、そういったところをもう一度聞かせていただければと思います。

#### ○委員長

いかがでしょうか。社会福祉協議会でもいいし、事務局でもいいのですが、どちらが今の



ご質問にお答えになりますか。

では、お願いします。

#### ○地域包括ケアシステム推進室長

地域包括ケアシステム、斎藤です。

居住支援サービスに限って申し上げますと、この居住支援サービスは全て社会福祉協議会の事業として実施いたしますので、責任の所在は社会福祉協議会になります。ただ、船橋市はそこに補助金を出すというシステムをつくっておりますので、船橋市も同時に責任を負うものと考えます。

先ほど私の説明で足りなかったところがあったので、大変申し訳なく思っておりますが、例えば、一例で緊急通報システムを入れたお宅であれば、現実的には ALSOK が 24 時間体制でございます。ALSOK のほうで鍵をあけて救急車で搬送するということまではやり、その後社会福祉協議会のところへ電話を入れることになりますが、そこに多少のタイムラグが生じるというシステム上の不具合はあります。ですので、ここをどう解決するのかというのが一つ問題になるのかなというところ です。

それから、もし不幸にしてお亡くなりになった場合、社会福祉協議会がどこの葬祭業者にお願いするのか、あるいは家財整理業者に頼むのかというのは、社会福祉協議会の采配で契約になりますので、そこも社会福祉協議会がサービスに確実につなげるという形になります。

#### ○中基委員

ただいまの説明で、基本的には居住支援協議会の相談窓口が全て中心になっているというのがはっきりわかりました。ただ、今の ALSOK の緊急連絡装置が作動したときにはという説明の中では、まず ALSOK へ連絡とお話ししたと思いますが、そうではなくて、やはりこれも不動産関係者のほうからすれば、何か住人から苦情が来たら、相談窓口である居住支援協議会へ連絡して、協議会が ALSOK へ連絡するというふうにしないと、要するに、部分部分は市になったり、ALSOK のほうへ行けと言われると、不動産関係者も高橋（弘）委員のような不動産関係者ばかりではなくて、いろんな不動産関係者がいるので、そんな面倒くさいシステムには対応できないよとなってしまいます。説明するときには、あくまでも居住支援協議会が紹介した案件については居住支援協議会に意見を言ったり、問い合わせをすれば、全てここがワンストップで市関係者とかサービス事業者へ連絡が行くようにしておいたほうがいいと思います。

基本的には、私はこの案で賛成なので、高橋（弘）委員が言うような実務者の不安とか欠点みたいところを言われた場合に、それを修正していけば、より実効力のある組織になると思います。基本的には、全てここへ連絡したら ALSOK へはこの協議会から行きますよというふうにしておかないと、窓口がいっぱいあるように見えてしまって、責任の所在はどこなのかとなってしまいます。

ですから、基本でもいいから、9時から5時まではここへ連絡すれば何でも対応しますと。ただ、24時間体制になっているので、そういう緊急通報が出たときには ALSOK の方へと、ただし書きが出るぐらいのものにするのはやむを得ないと思うのですが、基本はやはり協議会がワンストップの窓口にならないといけないのかなと。

私が今思っているのは、船橋市は既に「さーくる」というワンストップの窓口をつくっています。これは勤務時間中であれば、全部ここでやる。たらい回しというか、ここへ行ってくださいというのがないんです。そういうシステムができるので、ここでも多分同じことができるのではないかと思います。ご検討願えればと思います。

○委員長

今の中基委員の中で少し気がついたのですが、現在の相談窓口はいずれも入居時のことしか書いていない。入居した後どうするかということについて実は何も書いていないので、そこが一番ご心配ということですよ。

これは、先ほどの居住支援サービスにおける説明があったように、かなりいろいろ考えているようなので、それを少し具体化したものをつくればいいと思います。私自身は、この居住支援サービスが先ほどの説明はかなり進んでいるというふうに理解しましたので、これをうまく組み立てていけば基本的には成功するのではないかという印象を持ちました。ぜひよろしくをお願いします。

○高齢者福祉課長

高齢者福祉課でございます。

緊急通報システムを今所管している課ですけれども、ALSOKの緊急通報装置につきましては、今の運用というのは、あくまでもご本人が発報された際に安否を確認に駆けつけるということでございまして、何かそこであったときに、まず市のほうで対応した上でALSOKが出動するという運用ではございませんので、そこだけひとつ申し上げておきます。

○委員長

ということですので、よろしくお願いします。

○副委員長

今までの議論とはちょっと違うのですが、ステップ1の最初に相談に来たところというのはすごく大事で、ここだとすぐに住宅を探すという話だけになっています。住宅がないから来るんです。来たときに最初の議論でありましたように、家賃が払えない。いろいろな経験でいっても、5万円の家賃を払えないような人たちも来るわけですよ。それから精神障害の方が来たりとか、相当困難で、恐らくなかなかいかないという人も来たりする。

そうした場合、ステップ1の社会福祉協議会の窓口というのはすごく重要な役割を果たしていて、こちらの宅建のほうに行く前に、前というかそれとは別なルートで、福祉のほうにつなげるとか、生活保護につなげるとか、それがすごく大事だと思うのです。そうした上で、ある程度家賃が払えて、住宅を探すルートに乗れるとなると、ステップ2とか3に行く。そういうふうに思います。だから、ステップ1というのは各種サービス支援の説明とか申し込み、もちろんそれもあるのだけれども、もう一つは別のルートというか、障害者の方が来た場合には、障害福祉課というか、そういうところにつなげるといった役割が果たせるかどうか、そういうことがあるのではないのでしょうか。

そういう意味での社協の役割というか、窓口の役割、あるいは相談員さんの役割というのがかなり大きいと思っているのですけれども、どうでしょうか。社協さんか事務局か。

○委員長

社会福祉協議会の意見をこのあたりで聞いてみましょうか。お願いします。

○高橋（孝）委員

先生のおっしゃられたことはそのとおりだと思います。居住支援の窓口ではありますけれども、住居に関する問題だけではなく、その他にかかわるいろいろな福祉的な問題というのは当然あると思いますので、そこのお話を私どものほうも窓口としてよく聞いた上で、場合によっては居住支援にかかわらない問題のほうが多くを占める場合もあるかと思ひますし、

十分注意しながらやっていきたいと思っております。

#### ○委員長

ただいまの意見を集約すると、基本的にはこの居住支援協議会が責任を持って、窓口である社会福祉協議会で基本的には一本化して相談に応じていくような方向。ただし、現在は入居までの相談体制しか書いていないので、むしろ入居後の相談体制というのが重要で、そこがしっかりしていれば逆にオーナーも安心して物件を提供してくれるということだと思います。入居後については、新たに設立までに少し整理して追加いただければと思います。

#### ○副委員長

もう一つだけ伺いたいのですが、先ほど出ていた物件のリスト化です。高橋（弘）委員のほうから、これは広がらないという話もありましたが、物件をリスト化していくことが必要なかどうか。つまり、相談に来た人に合わせた物件を紹介されるわけですよね。それはリスト化したところを優先にするのかわかりませんが、きっと条件はさまざまですから、もっといろいろな物件の中から、選んでくるのではないかと。

だから、物件のリスト化が要るかどうか、ちょっと確認したいと思いました。むしろ広いところから選んだほうがいいのではないかと。ただ、そうすると相手のオーナーさんは、居住支援協議会ということについて理解できていなかったり、知らなかったりするから、多分その段階で、市も含めたこういう協議会でやっているからぜひ協力してください、という話をしなければいけないと思いますけれども、どうなのでしょう。

#### ○委員長

いかがでしょうか。リスト化が持つ意味ですね。それについてご質問がありました。

#### ○高橋（弘）委員

今のお話は大変よくわかるのですが、みんな結果的には断るんです。断るからこの会が開かれているのだと思います。断らないような人たちは、結局、道徳心のある、道徳心という言葉がいいかわかりませんが、オーナーさんも、戦後間もなくは別だだと思いますけれども、今はビジネスとして物を貸しているんです。ですから、面倒になるものを貸す必要がないので断ってしまう。これは、単にビジネスライクに答えを出しているだけなので、仕方のないことだと思うのです。

そこに対して道徳心をアップして、何とかオーナーさんに協力してもらおうというのは、そもそも甘いんだと思います。ビジネスに対応しているやり方ではないと思います。ビジネスに対応させるためには、これをするとこんなメリットがありますよということがあって、反対給付があってオーナーさんは登録をしたりするのだと思います。その部分がない限り絵に描いた餅になりかねないということを言っているんです。だから、私たちが積極的に何かをしようとしても、反対給付がない限り無理ですよと、その反対給付はどうやったら出てくるのかということに究極的にはなるのだと思います。

今回のこの話が、どうも何となく、まとまりつつありながらまとまっていけない。それは、次回のことについてですが、場合分けをしていただきたいんです。例えば、今、独居老人の話をしているのか、精神障害の人の話をしているのか、これを一緒にくたにするのは極めて不自然な気がします。

この間、住宅政策課の方が私たちの業界に来て、カンファレンスというか話し合いはしましたけれども、結局、精神障害になりそういう方を入居させました、その方が上で暴れてしまいました、周りにいる人たちが皆出てしまいました、誰が責任をとるんですかと、そんな

リスクをしょうのだったら入れないほうがいいでしょう、というのが普通のビジネスとしての答えになってしまう。

だから、そうでない方法を考えようとか、例えば僕は社会福祉協議会にそれができるかどうかちょっとわかりませんが、朝から5時まで、市役所があいている時間というのはそこには人がいないんです。だから問題は起きないんです。問題が起きるのは日曜日だったり、深夜だったりするわけです。そのときに社会福祉協議会がいるのか、いないのかといったら、多分いない。多分ですよ、よくわかりませんが、いないのだと思います。

うるさくてしょうがないということが下の人から連絡があったら、その問題を起こしている人に私たちは注意をしに行くんですけども、その責任を例えば社会福祉協議会がやってくれるのであれば、これはビジネスライクに入れてもいいのではないという話になるのだと思います。

だから、入居後のアフターケアがちゃんとなっていれば、オーナーさんの道徳心ではなくて実利で、あいている部屋を問題なく貸せるのであれば、リストをする必要も何にもなく、オートマチックに貸していける姿になるのだと思います。

だから、この協議会で僕が先ほど来申し上げているのは、遅いと言っているのではなくて、決めていくものが根底にあるものを払拭さえできれば、私たちはビジネスでやっているので、ビジネスに見合う形ができれば答えはおのずとできてくるのではないかと思っているということです。

#### ○委員長

大変重要な指摘ですね。ぜひ、それに対応する仕組みについて検討いただきたいと思います。この場で結論を出すというよりは、設立総会までに検討し、さらに設立した後も順次バージョンアップして改善していくことが必要になると思います。

#### ○中基委員

すみません、まとまりかけているときに。今の高橋（弘）委員の意見ですが、今おっしゃったようなのは理想ですけども、多分、そういうような24時間体制でもめ事とかトラブルを解決するのが役所だというふうにするのは、無理があるような気がします。

というのは、現実はこの支援サービスというのは、あくまでも入居者を各不動産あるいはオーナーさんへ紹介するまでのサービスを今ここでやろうとしているわけで、それを契約後も役所のほうでそういった体制をとれますか、障害のある人を、特に精神障害のある人が暴れたりしたときに責任をとれますかと言われてしまうと、今の各不動産屋さんが契約をしている体制でも、恐らく、不動産店が開店している9時から例えば7時ごろまでは不動産があるので、何かあったら、今こうなっているんだけどもすぐ対応してよと、管理契約しているんだからやってくださいと言うんですが、日曜日とか不動産が休みの日だとか、あるいは不動産が閉まってしまった後は、この対応はほとんどされていないのが現状ですよ。これを24時間対応できるようにするのが役所だといわれると、役所の責任が大き過ぎて、今示されたような予算では、とてもじゃないけどこういう事業はできないと思います。

だから、あくまでも今ここで提案されているのは、困っている方々、入居できないような人たちを、公的なところを通じて不動産業者へうまくつなげてあげようというのが、多分システムの主な目的だと思うので、それを契約してしまった後も、通常であれば不動産会社とオーナーの責任であるところのものを、全てこの居住支援協議会を通じて何らかの形で保証してもらうようにすると、多分難しいのではないかと思います。

そういう意味では、すみ分けをきちっとして、契約後は不動産会社とオーナーの責任がどこだということを確かにはっきりしなければいけない部分がたくさんあると思うのですが。こ

れは市のほうもきちっとその辺のすみ分けは言ったほうが、変に過大に期待を持たせるよりはいいと思うので、できないものはできないというふうにして進めていかないと、「やってくれるのではなかったの？」というふうなことが後で残るので、その辺はきちっと表現したほうがよろしいかと思います。

#### ○委員長

今の高橋（弘）委員のお話は、入居時に紹介するに当たって、オーナーが物件を登録するためには、入居後の安心が提供されていないとそもそも物件提供はないということをおっしゃっているので、その入居後の安心の仕組みをどうつくるかということが重要であるというお話だったのです。

ですから、そこの部分で市の責任というよりは、どういうサービスが提供できるかを整理し、できないこととできることを明確にすることは大事ですけれども、そのことをご指摘されたので、中基委員の趣旨は若干違うと思います。最初に紹介すればおしまいというのではなくて、紹介する段階で物件オーナーは入居後の安心がないと、そもそも物件が提供されないと言っているの、切り分けることは基本的にはできないのだと思うのです。

#### ○地域福祉課長

地域福祉課ですけれども、先ほどから入居後の相談、いろいろ問題があったりしたときにはどうするかという話が出ておりますけれども、資料3にありますように、今回、居住支援協議会と生活困窮者自立相談支援機関、これが連携していくことがその辺の解決にはなるのかなということで、とりあえず、相談の入り口からその後のそういった人たちへの対応を、「さーくる」が今どういうふうに行っているかというのをちょっと説明させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

#### ○委員長

では、「さーくる」、お願いします。

#### ○「さーくる」代表者

では、すみません、お時間頂戴します。

私どもの相談では、おっしゃっているように保証人がいないから、緊急連絡先がないからということで、なかなか物件の契約に至らないというご相談の方が、住まいがないという方のご相談のうち、ほとんどです。要は、そこに至らない方というのは、ご自分たちで契約行為が可能である方なので、全くこの会の対象者であることではないんです。

私たちは一件一件、不動産屋さんと連携をとりながら、入居した後も生活支援を含めて伴走支援をする。何かあったときにも、例えば先ほど来から出ております精神障害の方で、暴れてしまうような近隣トラブルがある方であるならば、アセスメントの段階で、本当に地域で独居生活が可能なのかどうかということについては、障害福祉課の担当ケースワーカーさんを含めて障害のサービスの方と相談しながら、その方に本当に適切な居住地を探すというところをさせていただきます。

一方では、例えば40代、50代の働き盛りの方で、本当に住居を喪失してしまって不動産契約を結べないという方については、高橋（弘）委員さんがおっしゃっているように、心のある不動産屋さんといかにつながって、その後いかに私たちがフォローを、生活支援を含めて家賃滞納がないように、地域住民の方々となじんで生活ができるのかというところを最後まで伴走させていただく、という意味でご支援をさせていただいているのが生活困窮事業の取り組みであります。

○副委員長

24時間やっているかどうか。

○「さーくる」代表者

基本的には、月曜日から金曜日までの9時から5時ではありますが、やはり緊急的な対応というところで、私どもあまり大きな声では言えませんが、個別に対応させていただいているというのが実情ではあります。

○委員長

大変な作業をやっているということで、大変心強いですね。そういう今のようなお話を、ぜひこの仕組みの中にもちゃんと入れて、それで説明できるようにしてください。お願いします。

○副委員長

何度もごめんなさい。私もNPOのホームレスの人の支援とかをやっているところにいるんですけども、この居住支援協議会で精神障害の方を紹介して、その後のケアまでというのはなかなか難しいというか、やはりそれに習熟した、24時間サポートできるようなところにつながっていないと、責任を持ち切れなくてですね。最初の議論がかなりあったと思いますけれども、本当に困難な、生活保護対象のような人については、もちろん生活保護へどうぞという話があるのだけれども、精神障害の場合も、直接は支援しきれないのだろうと。

だから、もしここでやるのであれば、高齢者、認知症の方とか、それからシングルマザーだとか、外国人の方も大体大丈夫だと思いますけれども、そのあたりの方を最初は中心にするようにしないと。

それでその中で、私は精神障害の方もぜひ何とかしてあげたい。一番困っているような気がします。その人たちに関しては、もちろん障害者年金をもらっているとか、いろいろなことがありますし、例えばNPOや、それに習熟したお医者さんにうまくつながっていった支援する体制ができれば、やはり居住支援協議会の相談でも取り上げる。そんなふうにしていったらどうかと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長

そうですね。それは先ほど高橋（弘）さんがおっしゃったように、それぞれの入居者のタイプ別に何ができるか、あるいはできなければこの会ではできませんということを明確にしておくのが大事なので、それはぜひ進めていきたいところです。事務局の方もぜひその点をお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

途中で市長のご挨拶があるということですが、まだでしょうか。意見交換を進めてよろしいですか。

最後の予算案について、少し皆さんのご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

まず、私からは先ほどお話ししたように、この居住支援協議会の予算だけではなく、船橋市による予算とあわせて全体像がわかるというのがとても大事なので、それをぜひ説明できるようにしてください。

それが、先ほどの国に出す資料だからというのは、それは説明としてはよくないですよ。完全な言い訳になるので、そういう説明はなしにして、居住支援協議会が何をやりたいかという説明をぜひお願いします。実際には、ほかのいろいろな市町村もそうですけれども、自

分たちがやりたいことがあって、それにうまく国の補助を使うという姿勢が大事なので、ぜひそういう体制をお願いします。

#### ○事務局（住宅政策課長）

予算案について少し補足させていただきます。

ここでお示ししたのは確かに国の補助が受けられるものなのですが、これ以外に何があるかということ、国の補助にならない人件費の分と、ここに載せてはいるのですが、例えば国から交付の決定を受ける前の経費と、3月10日で締めますのでその後の経費、実際には時期がいつなのかによって国庫補助の対象になる、ならないというものがありますので、人件費以外は全てここに載っていると思っていただいて結構でございます。

あと、さっきの説明に少し補足をしたいのですが、こういったことをどのように周知していくかということです。まず、設立のあたりで、設立総会の日と同じ日にできるかどうかは会場の都合などがありますのでわからないのですが、その辺で居住支援協議会とは何なのかということを広く講演会でお示ししていきたいと思っております。

その後で、パンフレットとかホームページの委託の状況によって、もしかしたら庁内印刷などになるかもしれないのですけれども、オーナー向けに居住支援協議会でこのようなことをやっていくので、ぜひ協力をいただきたいということで周知活動を行っていきます。

ただ、そのときに私たちはオーナーがどこにいらっしゃるかわかりませんし、市内に住んでいるとも限らないと思いますので、宅建団体の方のご協力をいただいて、なるべく広く、船橋市と関係団体の方がやっていくことをお示ししていきたいと思っています。

それと出張説明というのがありますけれども、これは個別にやっていきます。もし質問があれば個別にその不安を解消できるようにというところで、出前講座みたいな形で地域に出ていたり、不動産団体に行ったりということもやれればと思っております。

まだまだまとまり切らないところがありますけれども、そういうふうに周知を図っていききたいと思っており、その中身については皆さんと協議の上、決めていきたいと思っておりますので、どうかこれからもご協力をよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

予算案については、重要なのは先ほどご説明いただいた居住支援サービスに関する予算があるとおっしゃったので、それはとても重要だと思うのです。やはり居住支援サービスがあって初めてこの仕組みが成り立っているのです、それはぜひこの中に、別枠でもいいですが、入れていただいて説明できるようにしていただくと、全体像がわかるのではないですかね。

注意事項としては、先ほど居住支援サービスは国の補助対象ではないので入れませんでしたと説明されたでしょう。それはよくないんです、こういう場でそういう説明をするのは。よろしいでしょうか。そうではなくて、居住支援協議会というのは、居住支援サービスがあって初めてこの物件紹介の仕組みが成り立っているのです、その全体像を示していただいて、この部分は国から補助がありますと、そういう説明をしていただくと多分皆さん納得していただけるのではないのでしょうか。

#### ○副委員長

加えて、ちょっといいですか。一般的には、私たちも民間で事業をやるときは、こういった形式的なもので予算を立てるのと、事業別に、事業をこれだけやるわけだから、これに関してこういうお金をかけますという形でつくと、私たちは見やすいんです。そうすると、その中で国からはこの何とか印がついているところで、こっちは市の単費だとか、そう

いうふうにして事業別にやっていただくと、どのぐらいお金がかかっているのかが見やすいのですが、いかがでしょうか。

○委員長

何か事務局から補足説明ありますか。

○事務局（住宅政策課長）

細かな予算のところは、まだ議会を通っておりませんので、設立総会のときに明らかにしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

では、ぜひお願いいたします。

一通り全体の質疑が行われましたけど、皆さん、言い残したことで何かありますでしょうか。どうぞ。

○高橋（弘）委員

すみません、もう一つだけ。今、課長がオーナーに協力してもらいということを言われましたけれども、それが間違っているんですよ。私たちはビジネスなので、協力だとかというのは、道徳心を高揚させるということでしょう。その考えだったら、きっとこの会議が進まないと思うんです。ビジネスなのに、利益を削ってこうやってくださいとか、面倒くさいけどやってくださいなんていうのは、あり得ないじゃないですか。

昔は借地借家法とか、当時のことを考えれば、お金持ちの人がいて、それを良心的に貸してくれるとか貸してくれないとかという話がありましたが、今はもうビジネスなんです。大家さんも不動産業者と同じで、それで生計を立てているんです。

だから、「オーナーさんに協力してもらい」じゃないんです。「オーナーさんに有利な情報を提供し」なんですよ。それで進めていくというのであれば、理解できるのだと思います。そこが、ボタンをちょっとかけ違えているような。まあ、根底にはそういうのがあっていいと思いますよ。でも、事実はもうそうではないオーナーさんがほとんどです。利益をどうやったら出せるか、ローンはどうやったら返せるかと考えている中で、人に協力している場合じゃないというのが、何か非人道的に聞こえますけれども、当たり前のお話ですよ、ビジネスなんですから。

皆さんもそうだと思いますけれども、お給料をもらえなかったら仕事しないんです。だから、その辺をもう少し、不動産をやっている人たちは、善意で何かやってくれないかなという考え方は捨てていただきたいと思うのです。そうすれば歯車は回り出すのだと僕は思います。

○副委員長

ちょっと、やっぱり申し上げていいですか。私はいつも何となく反発しているような感じで発言していますが、やはり時代が変わってきたと思うんです。それで、この事業に関して、もちろんビジネスが成り立たない、もう大赤字でどうしようもないという、そういう形で動いているわけではなくて、結局ここは家賃を払える人しかやらないということにしたわけですよ。居住支援協議会で、いっぱい困っている人、先ほど言われた寒空で泣いていますという人は無理なんです、ここでは。

だから、やはりある程度市場の中で、オーナーさんが家賃をちゃんともらえる人を確保する。今まで、そういう人だけでも、高齢だし、80歳を過ぎた女の人はどうだめとか、シ



ングルマザー、ああもう全然とか、そういうふうに言っていたけれども、それを先ほどから言っているように、いろんな支援をかけるので、入ってからも支援をかけるので入れてくださいと。

そうしないと、本当におっしゃっていたようにみんなだめって言うんです。支援協議会でも、入っていいですよと、窓口で電話で相談員の人に言ったんですね。それで実際に仲介業者さんのところに行く。仲介業者さんは相手を見て、こんな高齢者だと思わなかったな、だめだな、やっぱり。じゃあ、ごめん、決まっちゃいましたと断られる。そこで同行してきちんと、本当にほかにはないんですかとかいったようなことを聞いたりするわけです。

だから、ビジネスはそうなので、具体的にこういうふうにするという話はいろいろ出していただければいいと思うのだけれども、この事業は、そこを窓を少しあけようじゃないか。それで、公益社団法人、そういうような形で社会的な貢献をする。単なるビジネスとかいうのではなくて、社会的貢献をしながら、この居住支援協議会という場ではやろうと。それ以外だったら普通にビジネスでやればいいわけだから。

というような趣旨だと何となく私はずっと思っていて、キーパーソンだと思うから余計に強く反論したりしているんですけれども。ということです。ごめんなさい。

#### ○委員長

高橋（弘）委員がおっしゃったのは、ちょっと趣旨が違うのだと思います。高橋（弘）委員がおっしゃったのは、ビジネスとして成り立つような条件をつくってくれと言っているだけなんです。そうすれば、紹介はうまくいきますよということを言っているので、ビジネスとして成り立つ条件づくりをこの場でしっかりとやりましょうということなのです。先ほどの入居後のトラブルがあったときにどう対応するかとか、居住支援サービスがどうであるかとか、そういうことをしっかり検討しましょうということなので、中島委員、そういう意味であればいいですよ。

#### ○副委員長

協力してくださいというのに対して言ったから、ちょっと。

#### ○中基委員

私も、高橋（弘）委員の歯切れのいい意見を聞いていると、全て賛成なんです。賛成したくなります。ただ、先ほどの最後のご意見については、課長が言った協力をしてもらいますというこの言葉は、「協力」という言葉の中に、先ほど委員長が言ったようなことも全部含まれて協力していくというふうに解釈しないと、役所にビジネス的な用語でぼんぼん言えと言われると、議会が通らなくなります。

ですから、当然オブラートに包んだようですっきりしないかもしれないのですが、協力をしてもらっていますというその言葉の中には全て包括されているというふうに理解してやらないと、こういう公が主体になっているときには、具体的にやり過ぎると逆に不公平な事業ではないかというふうに思われることもあるので、この辺はちょっと容認してあげないといけないかなと思います。先ほど委員長が言ったようなことを踏まえた上での協力をしてもらっていますというふうに私は捉えておりますので、役所の表現は特に問題ないと思っています。

#### ○委員長

ということでご理解ください。

よろしいでしょうか。ほかに補足、意見ないし言い忘れたことなどありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では市長の挨拶があるということですので、少しお待ちいただければと思います。その間にもし、雑談でも結構です。何かあれば、どうぞご発言ください。

#### ○中墓委員

先ほどの緊急通報装置の関係で、市のシステムを、あくまでも入居者がボタンを押して、ストレートに ALSOK に行くのと言われましたが、そうではなくて、ALSOK が動くというのは、そういうボタンを押したときとか、それから通常見守っていますといいますが、時間帯が何時間かに 1 回回るようなシステムになっていると思います。その間に身内の方が訪問したりしたときに、ボタンを押しても反応がない、中で倒れているのではないかといったときに、ALSOK に連絡しろと言われても、訪問した人は ALSOK の電話番号もわからないわけです。

だから、そういうときには、中心の要になっている協議会のほうへ連絡したら、ALSOK に連絡してドアをあけますとかというふうにしないといけないのではないかとということで意見を言わせてもらったのです。要するに ALSOK と入居者がつながっているというのはわかっているのですが、その入居者が中で倒れてしまっているときに、例えば不動産会社の方が何かの関係で訪れた。そうしたら倒れているかもしれないといったときに、ALSOK へ連絡しろと言われても、高橋（弘）委員みたいな不動産屋だったら ALSOK を多分知っているのです、すぐやるけれども、そうではない不動産屋の、本当に入って 1 年目ぐらいの人が行ったら、どうしていいかわからない。けれども、これは支援協議会のほうから紹介された入居者だから、そこへ連絡するといったときに、そこで受けとめてくれないといけないと思うのです。そういう意味での一元化ということを、先ほど発言させてもらったのですが、いかがでしょうか。

#### ○高橋（弘）委員

市長がお見えなので簡単にですけど。ALSOK のシステムは 2 つあって、1 つは大きなボタンがあって、倒れそうになったらボタンを押すんです。そうすると、ALSOK が駆けつけてくれます。あと 1 つは、照明器具のところに人感センサーみたいなものあって、動かなくなると、これも ALSOK が来るのですが、このときには緊急連絡先の方のところに連絡が行きます。その家族の方が来てくれるんです。何人かそれで命が救われています。

だから、その連絡先がない人は、私たちは入れづらいということです。ALSOK が例えば社会福祉協議会にしろ何にしろ、そこに連絡をしてくれれば、深夜であれ何であれ、社会福祉協議会に限りませんが、駆けつけて ALSOK に電話をするという姿なので、不動産会社がそこに入るということではないです。あくまでも私たちは、ALSOK との契約の中で、ALSOK が動きましたよとか、あるいは緊急連絡先の方が来てくれて鍵をあけましたよということで、私たちは住んでいる方の鍵をあけたら住居不法侵入になってしまうのでできないんです。だから、先ほど来おっしゃられているように、連絡先はやはり ALSOK で、これは仕方がないのではないかなという気はします。

#### ○中墓委員

ALSOK の電話番号というのが、親戚縁者、それから不動産屋さんの社長さんではない、こういうシステムをよく理解していない新入社員の方も全部知っていないと、それができないですよ。

それからセンサーが働くと言いましたが、センサーも何時間働かなかったらということなので、その間に倒れちゃってれば、例えばその何時間というのが 9 時間なのか 10 時間なのか知りませんが、倒れて 30 分ぐらいにどなたか知り合いが来ているのにあけられない。ALSOK に連絡しろと言われても、そんなことさえ知らないわけですよ。そのときに、

今日何時の約束で来いと言われて行ったんだけど、全然反応がないからあけてもらえないかというのを、どうやってやるかといったときに、どこもわからないときにはそういった窓口になっているところ、あるいは不動産屋さんへ連絡できれば、その命が救われるのですが、今の緊急通報装置のシステムというのは万全ではないですね。何時間というすごい時間の幅があるんです。センサーが働くか、働いていないか。その間に動きがなかったら見に行きますよということだから、例えば倒れて10分や20分のときには全然作動しなくても行かない。2時間でも行かない。3時間でも行かない。その時間帯がすごく長いんですよ。

我々民生委員をやっていて何度か対応したことがあります。それをストレートでどこかで、高齢者福祉課のほうへ連絡したら、高齢者福祉課が ALSOK へやってくれないと、ALSOK へ連絡してくれと投げかけられてしまうと、「えっ、ALSOK って何番ですか」となって、それで ALSOK へ連絡すると、「あなたはどのような人なんですか」と質問されるわけです。

高齢者福祉課が ALSOK に連絡すればそんな質問はしない。ストレートで何分後には行きますというふうに駆けつけてくれるシステムなんですよね。だから、その辺のところが今回のこの支援も、入居者を紹介するまでのところと契約してからのことというのはあるのですが、その辺がちょっと曖昧かなと思ったので、質問させてもらいました。

#### ○委員長

ぜひ、今の中基委員のお話のケースも、どう対応するかを整理していただくといいですね。

ちょっと質問ですが、今、船橋市が使っている緊急通報システムで、身寄りのない方はどうされているんですか。「さーくる」が対応されているんですか。緊急通報で身寄りのない方の場合、どなたが登録されているんですか。

#### ○高齢者福祉課長

緊急連絡先としては知人の方や民生委員さんを書かれることが多いですが、駆けつけはあくまでも ALSOK です。緊急通報装置につきましては、市が安否確認をするためのツールとしての運用ではなくて、あくまでもご本人が倒れられたときにご本人を救うために ALSOK が駆けつける。ですので、基本的な考え方としては、高橋（弘）委員がご説明いただいたとおりなんです。ただし、私どもは役所ですので、人道的な観点から対応したケースもありまして、それが中基委員がおっしゃったようなことです。

#### ○委員長

わかりました。

#### ○林委員

そこに、もしも仮に ALSOK が来る前に警察を呼ぶということとはできないんですか。

#### ○委員長

警察を呼ぶということですか。

#### ○中基委員

警察を呼んでも、警察はあけてくれません。結局、身内の方の照会がないと、あけていいかという確認をしないと、あけないんですよ。逆に我々が立ち会って、民生委員さんがいいと言えばあけますよとかと言われるような、そういう今の警察の体制です。中で倒れているかもしれませんと言っても、なかなかやらない。

それは、やはり今言ったように、身内が全くいない人のときは、本当に役所が責任を持っ

たり、民生委員が責任を持ったりして、窓ガラスを割って入ってやってもらいたいという要請をしないと、できないんです。だから、隣りの人が言ったぐらいでは出動してくれません。基本的には、倒れているかもしれませんがと言ってもやってくれないんですよ。

船橋の場合には役所がすぐ対応して、役所が救急隊に言って、そういう体制を整えてくれるので、行くともう中身を見て、倒れていそうだというのがほぼ確認できれば、窓を割って入ってくれるのですが、基本的には、警察を呼んでも警察が窓をあけて入るということはないですね。と思います。役所のほうはまた違うシステムがあるのかもしれないですが。

○林委員

私の場合は、ALSOK があったんですが、作動していたかどうかわからないので、もう自分で窓をあけて入ったんですけどね。

○中墓委員

ご自分も入ったんですか。

○林委員

私が入ったんです。そのかわり、全部の責任は私がとりますということで入ったんですけどね。

○中墓委員

そうですね。そういう体制で人命救助をするしかなくなっちゃっているのです。

○林委員

それですぐ警察を呼んで。でも、結構こういう私のようなパターンもあると思うんですよ。

○委員長

結構、重要な話題かもしれないですね。そういう具体的なケースにどう対応するかということ、ぜひうまく整理できればと思います。

## 2. その他

○委員長

ところで、市長はまだですか。もういらっしゃっているのですか、すみません。  
では、市長のご挨拶が入りますので、どうぞよろしくお願いします。

○松戸市長

どうぞ続けてください。私、勉強します。よろしいですか。

○委員長

ぜひお願いします。

○松戸市長

こちら側から失礼します。

居住支援協議会の設立準備会ということでご議論を重ねていただきまして、本当にありが

とうございます。

担当のほうから説明があったと思いますけれども、29年度に正式に居住支援協議会を設置して、相談のほうも7月ぐらいからは始めていきたいと考えております。特に船橋市は今、人口が伸びていて、見かけ上は分母が若い人が多いので、高齢化率は急激には伸びませんが、やはり絶対数としての高齢者の皆さんが増えていきます。お一人でお住まいの方、老々世帯等々増えていく中で、地域包括ケアの中でやはりこの住まいというものは市としても本当に重要視をしております、この設立準備会の中でいろいろご審議いただいた、またお出しいただいた件も十分に踏まえながら、高齢者の皆さんがしっかりと支えられるような仕組みとして取り組んでいきたいと思っております。

委員の皆様には、この準備会以降もさまざまな形でこの居住支援協議会のためにアドバイス等お力添えをいただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

#### ○委員長

どうもありがとうございました。すみません、お待たせしてしまって。こちらの上のほうにいらっしゃるかと思って、つい勘違いしました。申し訳ありません。

それでは、本日の議事は全て終了しました。何か事務局から補足説明などがありますか。

#### ○事務局（住宅政策課長）

今まで4回にわたりご議論いただき、また会議以外にもお時間をいただいて協議を重ねてまいりました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

先ほど市長からも説明がありましたように、来年度5月に居住支援協議会の設立を目指しています。言葉が重なりますけれども、地域包括ケアシステムにとって重要な住まいの分野で、居住支援協議会は非常に大きな役割を果たしていくと思います。協議会により各団体の連携が進み、市民の皆さんは入居ができて、オーナーの方は安心できるという、双方にとってよい形を目指していきたいと思っております。

今後は社会福祉協議会が事務局として会議を運営していくこととなりますが、皆様のご協力が不可欠ですので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(11:59 閉会)